

提案	政府の対応
1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備	
(1) 寄附税制などの制度整備	
寄附税制の見直し  税額控除の導入        認定NPOの「仮認定」とPST（パブリック・サポート・テスト）基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ	1 所得税の税額控除制度の導入  所得税の税額控除制度の導入（平成23年分から適用） 認定NPO法人及び一定の要件を満たす公益法人等に対する寄附について、所得税において、所得控除との選択制で、新たに控除率40%（都道府県と市町村がともに控除の対象としている場合、住民税と合わせて50%）の税額控除を導入した（所得税額の25%を限度）。  （注） 1. 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第82号。以下「分離税制改正法」という。）により措置。 2. 「一定の要件を満たす公益法人等」は、PST（パブリック・サポート・テスト）と同様の要件と情報公開の要件を満たす公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人。  2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し  [PST基準の見直しについて（平成23年6月30日施行（注））] 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（PST：パブリック・サポートテスト）については、分離税制改正法（国税・地方税）による平成23年度税制改正により、従来の相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）の他に、絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）又は事務所所在地の自治体の条例による個別指定のいずれかを選択できることとされ、改正NPO法により創設される新認定制度においても同様の基準を設けることとした。 なお、新認定制度においては、所轄庁が認定を行うこととし、認定の基準を緩和したことに伴い、きめ細やかな監督を実施するため、所轄庁は必要に応じて監督権限（報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し）を行使できることとした。  （注）新認定制度については平成24年4月1日施行

提案	政府の対応
<p>認定NPOの「仮認定」とPST（パブリック・サポート・テスト）基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ</p> <p>自治体が寄附金の対象とするNPO法人の指定を可能にする</p> <p>個人住民税の寄附金税額控除の限度額の引き下げ</p> <p>信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討（信託及び公益信託）</p>	<p>〔仮認定について（平成24年4月1日施行）〕          特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の改正により、新認定制度を創設し、設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実を鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST要件を免除した仮認定（有効期間は3年間）により税制優遇を受けられる制度（仮認定制度）を導入した。          なお、経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定を受けられることとした。</p> <p>〔みなし寄附金限度額の引き上げについて〕          平成23年度税制改正大綱において「社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には社会福祉法人等と同等の限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい額）に引き上げる」こととされたみなし寄附金については、改正NPO法において、その他事業の停止命令に関する規定を設けたことを踏まえ、上記限度額へ引き上げる政令改正を行うこととしている。</p> <p>3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）</p> <p>(1) 寄附対象団体の拡大          認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とできることとした。</p> <p>(2) 地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用）          個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方自治体に対する寄附金については、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとした。ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合返還義務の生ずるもの（負担付き寄附）を除くこととした。（この場合、所得税も同様の取扱いとする。）</p> <p>(3) その他          個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げた。</p> <p>平成23年度税制改正大綱において、「特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税の創設」が決定され、これを盛り込んだ分離税制改正法が平成23年6月に成立し、施行されたところ。</p>

提案	政府の対応
(2) 非営利の法人が「市場」で活動しやすくするための制度の見直し	
<p>社会事業法人制度の検討</p> <p>公益法人等の公益認定プロセスの迅速化・透明化</p> <p>労働協同組合の制度整備</p>	<p>社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、「新しい公共」を支える法人制度のあり方について「新しい公共」推進会議の下の専門調査会で引き続き検討を進める。</p> <p>公益法人の認定等については、必要な事項に論点を絞った柔軟かつ迅速な審査の実施を徹底しており、平成22年4月から平成23年2月までの申請については、社員総会の開催が必要となった法人、申請書類の修正作業に時間を要している法人など特別の理由があるものを除き、申請から4ヶ月以内に公益認定等委員会の答申を得ているところ。なお、早期の申請を促進する観点から、答申後において法人から移行希望日を聴取し、認定等の日を調整する取組も行っている。</p> <p>また、制度や申請書の作成方法を分かりやすく解説した動画コンテンツの配信（平成23年2月から）、申請書類の記載例の公表（平成23年2月から）、よくある誤解への回答（平成22年9月から）、業態別説明会への講師派遣（27回）、民間の専門家を活用した法人向け相談会の開催（月1～2回、延べ21回、1400法人）、相談会の際に申請のポイントについての簡易セミナーの開催（平成23年5月から）等を実施。</p> <p>議員立法で協同労働の協同組合法案が検討されているところ。</p>
(3) NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し	
<p>NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和</p> <p>多重債務者等に対する貸付事業を行う地域生協の県域規制及び純資産要件の緩和</p>	<p>「新しい公共」を支える金融スキームの拡充に向け、規制改革の一環としてとりまとめ、行政刷新会議に平成22年6月15日に報告し、同月18日「規制・制度改革に係る対処方針」において閣議決定したところ。NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和については、平成22年6月18日の改正貸金業法の完全施行と同時に措置を実施。また、多重債務者等に対する貸付事業を行う地域生協については、地方公共団体の協力を得るなど一定の要件を満たせば、隣接都府県までの区域拡大ができるよう法令の改正を行った。（平成22年5月21日施行）。</p>

提案	政府の対応
2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援	
<p>NPO等への少額金融制度の拡充（つなぎ融資を含む）</p> <p>NPOへの融資（労金、信金、NPOバンク等）の際のNPOの評価を実施する機関との連携促進</p> <p>社会貢献活動事業への融資や市民等からの寄附を新しい公共の活動につなげる取組の促進</p> <p>地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援</p>	<p>NPO等の活動基盤整備・寄附募集・融資利用の支援や、つなぎ融資への利子補給を実施するとともに、NPO・地方公共団体・企業等が協働する取組（モデル事業）を支援する「新しい公共支援事業」を創設（平成22年度補正、8750百万円）し、平成23年3月に、交付金により各都道府県が基金を設置して事業を開始。</p> <p>全国の地域金融機関、自治体等の融資制度等について調べた委託調査の成果を、「ソーシャルビジネスナビゲーションガイド」としてHP上で公開した。</p> <p>また、日本政策金融公庫の融資制度を平成23年度も継続し、引き続き、関係機関等の協力を得て制度の周知と普及を図っているところ。</p> <p>企業のリソースとソーシャルビジネスをつなげる中間支援機関の育成支援を目的とした補助事業を実施し、中間支援機関の機能強化を図るとともに、全国9ブロックにて地域意見交換会を実施し地域SB/CB推進協議会との連携・協働を図った。平成23年度も引き続き支援しているところ（平成23年度予算、1298百万円の内数）。</p> <p>地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進するため、住民参加型まちづくりファンド支援事業（平成23年度予算、200百万円）や地域金融の仕組みを支えるファンドへの支援のあり方等の実証的調査（平成23年度予算、123百万円の内数）を実施。また、国交省、金融庁等が連携し、平成23年2月にとりまとめた国土政策検討委員会最終報告を踏まえ、引き続き、「地域の志ある投資」を促進するための方策を検討しているところ。</p> <p>多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、中間支援組織に対する育成支援のあり方等の実証的調査（平成23年度予算、123百万円の内数）を実施。</p> <p>また、農業者、非農業者、NPO等多様な主体から構成される活動組織により、地域ぐるみで農地・農業用水等の保全管理や農村環境の保全等を行う取組を支援する「農地・水保全管理支払交付金」（平成23年度：所要額28,497百万円）を平成23年度予算で措置。全国約2万の活動組織に交付金を交付し、各地域において取組が行われているところ。平成23年4月には、東日本大震災により被災した活動組織については、復旧に向けた農地・水の保全活動に重点的に取り組むことができるよう特例措置を講じる旨の通知を発出したところ。</p> <p>さらに、「食と地域の交流促進対策交付金」（平成23年度予算、1,703百万円）により、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農業者、企業、NPO等による集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を国が直接支援する仕組みを創設。全国約630地区を採択し、各地域において取組が行われているところ。</p> <p>また、防災まちづくりの担い手となる様々な主体（NPO、ボランティア組織、消防団等）が連携・協働し、地域の防災力を高める取組を報告する会を、平成24年1月の「防災とボランティア週間」にあわせて開催する予定。</p>

提案	政府の対応
<p>地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援</p> <p>NPOや非営利団体等の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免や容積率の緩和の検討</p>	<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針、平成23年2月8日閣議決定）において、社会関係資本の増大を図る観点、文化芸術への公的支援を戦略的な投資とする考え方、文化芸術想像都市の取組、地域の各となる文化芸術拠点における活動支援の充実等について盛り込んだところ。具体的には、以下のような取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化芸術創造都市」の推進のため、国内ネットワークの構築・強化を図るとともに文化芸術創造都市モデルを構築する「文化芸術創造都市推進事業」（平成22年度予算34百万円、平成23年度予算35百万円）を実施。</li> <li>・「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」として、地域の中核となる劇場・音楽堂が地域住民や芸術関係者とともに取り組む舞台芸術の創造発信活動等への支援を実施（平成22年度予算 1600百万円）し、地域の文化芸術活動の活性化と鑑賞機会の充実を図った。 また、地域の中核となる劇場・音楽堂への支援に加え、複数の劇場・音楽堂が複数の芸術団体と共に行う共同制作公演や、劇場・音楽堂の職員に対する研修会等への支援を実施（平成23年度予算 1896百万円）。</li> </ul> <p>平成23年税制改正において、公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する能楽堂等の重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税等の課税標準を2分の1とする特例措置を拡充し、対象者に認定NPO法人を、対象施設に劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設を追加することを税制調査会において検討した。</p> <p>その結果、重要無形文化財の保存・承継を支援する目的から、公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する能楽堂等の重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する家屋及び土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長することが決定された。また、劇場、音楽堂等については、収益性があり、使用、処分等に制限がないなどの課題があるため、見送られた。</p>

提案	政府の対応
3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実	
<p>社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成</p>	<p>企業内人材や社会人の参加を含め、企業のリソースとソーシャルビジネスをつなげる中間支援機関の育成支援を目的とした補助事業を実施し、中間支援機関の機能強化を行った。平成23年度も同様に引き続き支援しているところ（平成23年度予算、1298百万円の内数）。</p> <p>生涯学習活動の成果を生かした「新しい公共」による社会づくりに取り組む行政、NPO等の団体、企業、大学等の人々が一堂に会する研究協議を実施するとともにそれらのネットワーク形成を促進する「全国生涯学習ネットワークフォーラム」（平成23年度予算 58百万円）を実施。</p> <p>防災ボランティア活動に関する有識者・学識者等が参加し、活動事例や課題を持ち寄り知識を共有化する「防災ボランティア活動検討会」を開催する等、防災ボランティアの活動環境の整備推進を図った。</p> <p>地域住民等の参画による教育支援活動を総合的に支援する「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」（平成23年度予算 9450百万円の内数）、</p> <p>学校においてもつばら学校安全対策に従事する支援的スタッフなどの施策展開も視野に入れ、調査・分析等を実施する「学校内で安全を見守る支援的スタッフに関する調査研究」（平成23年度予算 39百万円）、</p> <p>専門医等を学校に派遣し、専門家による教職員への指導助言、講話や講演、児童生徒等の健康相談等を実施する「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」（平成23年度予算 30百万円）、</p> <p>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の制度運用についての調査研究、協議会の開催等により、制度の一層の普及・啓発等を図る「学校運営支援等の推進事業」（平成23年度予算 200百万円の内数）を実施。</p> <p>また、平成23年7月5日に取りまとめられた「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」提言「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」を踏まえ、地域とともにある学校づくりを推進していくこととしている。</p> <p>地域やNPOなどが主体となって取り組むべき重要なテーマを具体的に指定して、地域課題の解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を実施するための「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」（平成23年度予算 91百万円）、</p> <p>地域の拠点となる総合型地域スポーツクラブへのトップアスリートの配置、</p> <p>学校への「小学校体育活動コーディネーター」の派遣等を実施する「スポーツコミュニティの形成促進」（平成23年度予算 571百万円）、</p> <p>総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進のため、各都道府県へのクラブ育成アドバイザーの配置、</p> <p>クラブマネージャーの養成等を実施する「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」（平成23年度予算 195百万円）を実施。</p> <p>その他「スポーツ立国戦略ースポーツコミュニティ・ニッポンー」（平成22年8月26日）を策定し、「総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備」について、概ね10年で推進することとしている。</p>

提案	政府の対応
<p>社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成</p> <p>ソーシャルイントラプレナー、ソーシャルベンチャーの育成</p>	<p>NGO等を含めたユネスコ事業の関係機関がESDについて研修セミナー、交流会等を実施する「日本／ユネスコパートナーシップ事業」（平成23年度予算 86百万円）を実施。</p> <p>平成22年度より、NPO・NGOを含め様々な主体が実施するESDの活動及びESDの理念や趣旨に合致していながら未だESDの一つとして認知されていない多様な活動について、ウェブサイトに登録いただくことでデータベース化し、国内におけるESD活動や支援事業の情報を発信することや、活動の実践者と支援者との連携を促すことによって、国内のESD活動の活性化を図る「+ESDプロジェクト」（平成23年度予算 25百万円）を実施している。</p> <p>「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、社会起業や社会的企業人材創出を支援するための「地域社会雇用創造事業」を実施。既に実施12事業者を選定し、事業を展開しているところ。</p> <p>中間支援機関の育成、ノウハウの移転、村おこしを行う若者の発掘・育成等を目的とした補助事業を実施し、中間支援機関の機能強化、新規事業者の創業・育成を支援した。平成23年度も同様に引き続き支援しているところ（平成23年度予算、1298百万円の内数）。</p> <p>持続可能な社会づくりに資する事業を展開しようとするNPO、社会的企業について、NPOを支援する企業、自治体、金融機関の参画を得て、経済的自立を進めるための事業計画の策定実証事業（8事業選定）を実施した。</p>

提案	政府の対応
4. 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成	
<p>民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等についての新しい仕組みを創設</p> <p>事業仕分けの中で、事業の停止・縮減のみならず、独法や公益法人から、NPO等への業務運営等の移管を検討</p> <p>市民セクターと政府の連携に関する包括協定（日本版コンパクト）</p> <p>フルコストリカバリー（直接経費と間接経費）による質の高いサービス提供</p>	<p>平成23年7月15日に公共サービス改革基本方針の改定を閣議決定。</p> <p>昨年6月、PFI制度を拡充し、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上の拡大を目指すことを掲げた新成長戦略を閣議決定した。</p> <p>①その実現のため、PFI対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間事業者への公務員の派遣等についての配慮、民間資金等活用事業推進会議の創設等を内容とする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を本年3月に閣議決定の上、国会に提出し、同法は5月に成立した。</p> <p>②これを受け現在、関係政令・府令の策定作業中。</p> <p>③また、PFIの実務経験がない地方公共団体の支援を実施する。（平成23年度予算、7百万円）</p> <p>都市・まちのリニューアル・維持管理において、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）の導入を加速するため、まちづくり活動を行う民間の担い手に関する制度の拡充を実施。また、住民参加型まちづくりファンド支援事業（平成23年度予算、200百万円）及び民間主導型のまちづくりの立ち上げ段階を支援する都市環境改善支援事業（平成23年度予算、86百万円）を実施。</p> <p>事業仕分けの評価結果等を踏まえ、独立行政法人については、実施主体の検討を含め、独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）として講ずべき措置について取りまとめた。現在、独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を行っているところ。また、政府系公益法人についても、これまで各府省において行われてきた政府系公益法人に対する支出や権限付与の見直し結果について、平成23年7月12日に公表したところ。</p> <p>平成23年7月15日に公共サービス改革基本方針の改定を閣議決定。</p> <p>平成22年10月27日より、「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の「新しい公共」推進会議を開催し、その下の専門調査会において、政府と市民セクターとの協約の締結について議論を行い、今後「新しい公共」推進会議においてその大きな方向性を議論することとしたところ。</p>



提案	政府の対応
<p>委託業務等における概算払いの積極的導入やつなぎ融資の実施</p>	<p>地域SB/CB推進協議会と連携した委託調査により、自治体や企業等の関係機関との連携によるグッドプラクティス集（ソーシャルビジネスケースブック）を公表した。</p> <p>NPO等の活動基盤整備・寄附募集・融資利用の支援や、つなぎ融資への利子補給を実施するとともに、NPO・地方公共団体・企業等が協働する取組（モデル事業）を支援する「新しい公共支援事業」を創設（平成22年度補正、8750百万円）し、平成23年3月に、交付金により各都道府県が基金を設置して事業を開始。</p>

提案	政府の対応
5. その他の「新しい公共」の推進方策	
(1) 「地域市場」の創成	
<p>子ども手当の一部を財源として、自治体がバウチャーを発行し、活用することで、NPO等の活躍の場を拡大し、ソーシャルキャピタルの高い地域を形成する。</p>	<p>子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的なシステムの構築を検討している子ども・子育て新システム検討会議等において、子ども・子育て施策の現金給付と現物給付の組合せ等を含め、市町村の裁量で一体的に提供する仕組みについて具体的な制度設計を運用上の問題点も含めて検討する。なお、23年10月以降の子ども手当については、現在与野党において協議中である。</p>
(2) 社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り	
	<p>NPO等の活動基盤整備・寄附募集・融資利用の支援や、つなぎ融資への利子補給を実施するとともに、NPO・地方公共団体・企業等が協働する取組（モデル事業）を支援する「新しい公共支援事業」（平成22年度補正、87.5億円）の中で、新しい公共支援事業運営会議における審査を踏まえ「社会イノベーション推進のためのモデル事業」として5事業計画案を選定し、予算を交付した。</p> <p>社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区制度については、平成23年6月22日に法が成立したところ。今後、総合特別区域基本方針案を確定の上、閣議決定し、8月上旬に指定申請の受付を開始し、年内には第1回の指定を行う予定。この施策については関係府省、地方公共団体、NPO等関係者の意見交換を行うような仕組みとして、総合特区ごとに国と地方の協議会を設置することとしているところ。</p> <p>さらに、地域活性化総合特区においては、地域の志のある資金を地域戦略に結集するため、「新しい公共」として地域戦略の推進の担い手となる事業者に対して個人が出資を行った場合の当該個人の所得控除を行う特例措置を創設したところ。（平成23年度予算 15281百万円）</p> <p>広域連携が重要となる分野におけるICT利活用を促進するため、平成23年度までに技術課題及び人材育成・活用等に関する標準仕様を策定することとしており、平成22年度には、NPOを事業主体とするものを含めて97件の委託事業を実施したところ。</p> <p>引き続き、平成23年度においても、継続採択事業等から課題の抽出・分析等を行い、標準仕様のとりまとめを行う予定（平成23年度予算、2550百万円）。</p>
(3) 市場を通じた「新しい公共」の促進	
<p>公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進</p>	<p>厚生年金及び国民年金の積立金の運用の在り方については、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」において、社会的責任投資についての論点を含め議論が行われ、平成22年12月に最終報告を公表。社会的責任投資の是非については、早期に実施すべきという意見と、安全かつ効率的な運用という行動基準と対立する面があるという意見から、両論併記となった。</p> <p>この点も含め、現在検討が進められている新たな年金制度の創設及び独立行政法人制度の抜本的な見直しの動きも見極めつつ、同報告を踏まえた具体的な検討を進めていくこととしている。</p>

提案	政府の対応
6. 企業の公共性について	
<p>企業の公共性や社会性に目を向けた経営を支援する環境の整備</p>    <p>社会的課題を解決するためにビジネスの手法で活動する事業主体を「新しい公共」の重要な担い手として育成する観点から、ソーシャル・ビジネス・ネットワークを拡充</p>	<p>実態把握のためのヒアリング等を実施しつつ、東日本大震災も一つの契機として、「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を開設し、企業等による支援の提案と被災地ニーズのマッチングを支援するとともに、企業をはじめとする多様な団体・個人が被災した学校の教育支援等の中・長期的に行うコンソーシアム「プロジェクト結」にオブザーバとして協力すること等を通じて、企業のCSR活動を支援している。</p> <p>企業における事業継続計画（BCP）策定・運用の促進のため、BCP策定済み企業の協力を得て策定事例集を取りまとめるとともに、事業継続に関する企業間連携の訓練を実施し、その結果得られた課題等について、広く情報提供した。</p> <p>ソーシャルビジネスと企業の連携・協働を促進するため、企業のリソースとソーシャルビジネスをつなげる中間支援機関の育成支援を目的とした補助事業を実施し、平成23年度も同様に引き続き支援しているところ（平成23年度予算、1298百万円の内数）。さらに、「ソーシャルイノベーション検討会議」を開催し、ソーシャルビジネス・ネットワークの活動の在り方を検討した。</p> <p>22年度補正予算において、地域の複数主体の連携により買い物弱者を支援する事業の初期投資の補助を行った（平成22年度補正予算、1976百万円の内数）。</p> <p>平成22年12月、地方自治体や民間事業者が買い物支援事業を行う際に参考にできる「買い物弱者応援マニュアル（Ver.1.0）」を策定した。平成23年5月には、増補版となる「買い物弱者応援マニュアル（Ver.2.0）」を公表した。</p> <p>平成22年12月に民間のソーシャルビジネス事業者を主体とする全国ネットワーク組織「ソーシャルビジネス・ネットワーク」の設立総会を開催、平成23年4月から法人化し、本格的に活動を開始しているところ。</p> <p>ソーシャルビジネス事業者に対して活用可能な中小企業支援策等の普及啓発を行った。さらに、ソーシャルビジネスを起業・経営する際のツールをまとめた「ソーシャルビジネスナビゲーションガイド」をHPで公表して普及・啓発を行った。また、ソーシャルビジネスを支援できる人材を育成するためのモデルとなるプログラムを作成した。</p>